

広島市規則第 22 号

令和 6 年 3 月 28 日

広島市安佐北コミュニティセンター条例施行規則をここに公布する。

広島市長

松井一貴

広島市安佐北コミュニティセンター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市安佐北コミュニティセンター条例（令和 6 年広島市条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第 2 条 広島市安佐北コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休館日又は開館時間を変更することがある。

(1) 休館日

ア 火曜日（その日が 8 月 6 日に当たるときは、その日を除く。）。

ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日

イ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(2) 開館時間

午前 9 時から午後 9 時まで

2 条例第13条第1項の規定によりコミュニティセンターの管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。

（許可の手續）

第3条 条例第4条第1項又は第7条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第4条第1項又は第7条第1項の許可の申請は、その申請に係る使用日の3か月前（条例第1条の目的以外の目的に使用する場合にあっては、1か月前）の日前のものについては、これを受け付けない。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、条例第4条第1項又は第7条第1項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

4 条例第13条第1項の規定によりコミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における前3項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定に係る申請書の提出等）

第4条 条例第14条第1項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第14条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 収支予算書

(2) 定款その他これに準ずるもの

(3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(4) 決算その他の経営状況に関する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。